

# 平成30年度事業報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

## 1 事業の成果

平成30年の難民認定申請者数は、過去最多を記録した前年から半減し、10,493人であり、平成22年から8年ぶりに減少した。申請を取り下げた者の数については、平成29年の1,612人から2,923人(約81%)増加している。難民として認定された者の数は42人と前年より22人増加した一方、人道的配慮により在留を認められた者については40人と前年より5人減少し、庇護総数は合計82人と前年度より17人増加しているが、難民認定申請者数が10,901人とほぼ同数であった平成28年と比べると人道配慮による在留特別許可を受けた者の数は半減している。難民認定申請の処理に関しては、一次審査では13,502人と前年に比べて2,129人(約19%)増加、不服申立ての処理数は8,171人と前年に比べて3,780人(約86%)増加している。

平成29年8月に法務省が発表し、平成30年1月から実施されてきた「難民認定制度の更なる運用の見直し(以下、更なる運用の見直し)」は継続している。平成28年以降、難民認定制度の濫用・誤用対策として、簡易処理や難民申請者の在留・就労制限が徐々に進められてきたが、新たに、再申請者への在留制限や、本来の在留資格(技能実習、留学など)に該当する活動を行わなくなった後に申請した人や、出国準備期間中に申請した人たちへの就労制限が行われている。また、難民認定申請には一律に2ヶ月間の振り分け期間が設置されており、その間の就労は認められない。在留制限を受けない場合にも、振り分け期間を含む申請からの8ヶ月間は自治体に登録ができない在留状況におかれるため、健康保険などの行政サービスにアクセスできない人がいる。一方で、困窮する難民認定申請のために外務省が所管する生活支援費(保護費)については、困窮する難民認定申請のために外務省が所管する生活支援費(保護費)については、平成30年も受給324人と、直近4年間をみても300人台が続いている。予算は、4億8100万円と、平成29年度からは4%減、平成24年以降をみても縮小が続いている。平成31年度の予算要求は4億8500万円と増えているが、平成21年度とほぼ同額であり、平成21年当時の難民認定申請数は平成30年の約13%にあたる1,388人である。

法務省が濫用・誤用案件と判断したケースについては、平成29年7月及び平成30年10月それぞれに、外部専門家による検証報告書が公表されている。ただし、いずれも更なる運用見直し以前に審査が終了した案件に関してのものにとどまる。適切・不適当と直ちに判断される案件はなかったが、振分けの適正性を判断する上での出身国情報の充実の重要性、振分けの検討過程を記録上明らかにしておくことが適当であるなど、改善に向けた意見が出されている。

第三国定住事業では、マレーシア国内に一時滞在していたミャンマー難民6家族22名が来日している。本制度については、平成30年10月より、内閣官房難民対策連絡調整会議の下に第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会が開かれており、有識者としてFRJの加盟団体からも2名が出席している。前年度に政府より発表された、国際協力機構(JICA)の技術協力制度や文部科学省の国費外国人留学制度枠を活用したシリア人留学生5カ年150人の受け入れについては、第二期生が家族とともに受け入れられている。FRJの加盟団体の1つである難民支援協会により、日本語学校や大学との連携し、民間主導でのトルコに滞在するシリア留学生の受け入れプログラムも実施されている。

国際的には、平成30年12月17日に開かれた国連総会の本会議において、181か国の圧倒的多数の賛成により、「難民に関するグローバル・コンパクト」(Global Compact for Refugees、以下GCR)が採択された。世界各国が一体となり、難民保護や彼らを取り巻く状況を改善していくための国際的文書である。本文書に基づき、4年に1度の頻度で国連加盟国の閣僚級会合として「グローバル難民フォーラム(GRF)」が、さらにその中間年には高級事務レベル会合が開催され、目標に向けた誓約や各国の貢献を振り返る。

FRJは、こうした国内外の状況を鑑みながら、ステークホルダー間の連携強化を進め、全国各地の難民への支援活動をサポートし、また、支援現場の意見を集約して政府との対話や対外的な情報発信などに取り組んだ。主な活動は以下の通りである。

### (1) 「収容の代替措置」プロジェクトとアドボカシーの実施

FRJは、平成24年より、法務省および日本弁護士連合会(以下、日弁連)と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。平成30年度は、プロジェクト対象者の継続支援に加え、新たに1名の庇護希望者が対象となった。プロジェクトの実施状況については法務省及び日本弁護士連合会との三者協議会に報告された。

(2) 脆弱な難民申請者への支援

平成28年3月から法務省が実施している「親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際の立会いの試行」にあたっては、引き続き、相談窓口を開設し、支援団体間での必要な情報共有を行った。

(3) 三者協議会の実施

平成24年の法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づき、難民問題に関する三者協議会を引き続き開催し、協議を行った。平成30年度中に開催された三者協議会は3回であった。

(4) 難民申請者のための緊急シェルターの運営とセミナーの開催

住居を必要とする難民申請者のための緊急シェルターの運営を行い、月累計34名に住居を提供した。他の民間シェルターでの対応が難しい家族ケースや、性的被害に遭いやすい単身女性の緊急入居にも対応し、個別支援に取り組む支援団体とも連絡を取りながら、安全な転宅が可能となるまでの支援を行った。また、1月には、難民への住居支援に関する支援団体向けのセミナーを開催し、情報・ノウハウの共有と団体間の関係強化に取り組んだ。

(5) 保護費に関する意見交換

前年度に引き続き、3月に難民申請者への支援に関して外務省および難民事業本部（RHQ）と意見交換を行ったほか、1月には英国最大のNGOであるRefugee Councilを招き、英国での難民認定申請者への生活保障にかかる取り組みについて、同様の枠組みで、関係者間の勉強会を開催した。同時期には、英国Refugee Councilと国会議員との意見交換も実施した。

(6) 難民支援者全国会議の実施

1月に、2日間に渡る難民支援者全国会議を開催した。1日目は一般公開とし、英国での難民保護に関して日本との比較の元に取り上げた。2日目は入管収容とアドボカシーをテーマとし、6名の講師を招いた。全日程で、難民支援に関わるNGO、宗教ベースの支援団体、教育機関の関係者、研究者、実務家、学生などの合計90名が参加した。

(7) 全国難民支援活動報告書の作成

難民保護に関する国内外の動向や難民支援全国会議の成果、全国各地の支援活動についてとりまとめた全国難民支援報告書を作成し、ハードコピーについては支援関係者等へ配布したほか、より広く情報発信できるようウェブサイトにも公表した。

(8) 九州の難民支援関係者との連携強化

九州の外国人支援に関わる団体/個人のネットワークである、移住労働者と共に生きる・ネットワーク九州（以下、ネットワーク九州）との過去の難民支援者全国会議を通じた繋がりを活かし、九州の難民支援関係者との関係強化に取り組んだ。FRJ加盟団体や理事、事務局から選ばれた代表者計10名が、長崎県大村市に3回、福岡県福岡市に1回ずつ訪問し、現地の支援活動への理解を深め、関係者との情報共有に取り組むとともに、ネットワーク九州が主催する地方入管局との意見交換会などにも出席した。平成30年度より、FRJはネットワーク九州に加盟している。

(9) 一般に向けたイベント等の開催

7月に、上智大学カトリックセンター主催、FRJ企画により、映画『father カンボジアへ幸せを届けたゴツちゃん神父の物語』上映会を開催し、後藤文雄神父のトークショーも開催した。悪天候にも関わらず、約90名が来場した。

(10) 「難民申請者のための無料歯科検診」における実施体制強化

鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科検診」へ引き続き全面的に協力し、関係者間での情報共有を実施している。

(11) 国際社会との連携

6月に、FRJ加盟団体などがスイス・ジュネーブで開催されたUNHCR主催の国際会合NGOコンサルテーションおよび第三国定住に関するUNHCR・政府・NGOによる三者協議会に参加した。FRJは、ATCRへのNGO日本代表の選出については調整役を担い、同会議に関する支援団体への情報共有を随時行なった。10月には、アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）の全体会合にも参加し、アジア太平洋地域での連携・協力体制を強化した。

(12) GCRに関するプレスリリースの発表

12月18日、前日のGCR採択を受け、プレスリリースを発表し、GCRが掲げる新たな「社会全体でのアプローチ」の一員として、政府・国会議員に加え、難民が暮らす自治体、雇用する企業や教育関係者等民間の多様な受入れ関係者、そして難民自身と連携し、難民がより安心して暮らせる社会を目指して引

き続き活動を行っていくことを表明した。

(13) 組織基盤の強化

財務面では、いくつかの助成金を獲得し、民間団体からの大口寄付を受けたこともあり自己資金額も前年度の約1.5倍となった。1月以降は、組織の状況をより客観的に分析できるよう、第三者コンサルタントを交えて組織診断にも取り組んでいる。会計規定の作成に着手し、平成31年度の完成を目指す。また、助成金に関する決算処理について、より実績に基づく方法をとることを理事会で決定した。2月から3月にかけては、外務省のNGO海外スタディ・プログラムの対象に採択され、オーストラリアの難民支援ネットワークNGOであるRefugee Council of Australiaにおいて、事務局員の現地研修を行った。研修成果は報告書にまとめ、外務省のウェブサイトにも公開されている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5106】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」(定款5条(1)に掲げる活動)	① NGOに対する情報提供等の支援事業(定期的開催される理事会、運営委員会、その他の会議体、およびメーリングリストを通じて、難民の状況、政府や他団体との対話等に関する情報の共有を行った。運営委員会は全3回、理事会は全5回開催した。)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	全国	FRJ 会員 18団体	在日難民および難民申請者	679千円
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)	① FRJ会員団体を通じて実施される直接支援(各団体は、難民および難民申請者からの生活相談、法律相談に対応し、教育支援、住居提供、収容所訪問などのサービス提供を行った。必要に応じて会員団体間で連携・協力し、サービスの適正化、迅速化を図った。)。 ② 収容代替措置プロジェクト(法務省・日弁連との覚書きに基づく収容代替措置プロジェクトでは、空港に到着した難民申請者の収容を回避するため、法務省から連絡のあったケースへ収容代替措置の提供を実施した。)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	全国	FRJ 会員 18団体	在日難民および難民申請者	1461千円

<p>「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」(定款5条(2)に掲げる活動)</p>	<p>③ 収容代替措置プロジェクト(法務省・日弁連との覚書に基づき収容代替措置プロジェクトでは、空港に到着した難民申請者の収容を回避するため、法務省から連絡のあったケースへ収容代替措置の提供を実施した。)</p> <p>④ 難民申請者のための緊急シェルターの運営(住居支援を必要とする難民申請者へ緊急シェルターを提供した。)</p> <p>⑤ 脆弱性のある難民申請者の支援(平成28年3月に、法務省によって「親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際の立会いの試行」が開始されたことを受け、相談窓口として相談を受け付けるとともに、対象となりうるケースに関して可能な範囲で加盟団体と情報共有を行った)</p> <p>⑥ 無料歯科治療事業(鶴見大学が実施する「難民申請者のための無料歯科検診」へ引き続き全面的に協力した。)</p>					
<p>「庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」(定款5条(4)に掲げる活動)</p>	<p>① 法務省および日本弁護士連合会との三者協議会、外務省との意見交換会(法務省入国管理局・日弁連との覚書締結に基づく三者協議会を開催した。また、難民申請者の生活支援について、外務省と意見交換会や勉強会などを行った。)</p>	<p>平成30年4月1日～平成31年3月31日</p>	<p>国内外</p>	<p>FRJ 会員 18団体</p>	<p>在日難民および難民申請者</p>	<p>2186千円</p>

	<p>② 国内の支援団体間の情報共有および連携強化（1月に難民支援者全国会議を行い難民支援者報告書に成果等を取りまとめるとともに、九州地方で活動する支援団体との関係強化に取り組んだ。）</p> <p>③ 海外NGOとの連携及びネットワーク強化（6月には、スイス・ジュネーブで開催された難民の第三国定住に関する三者協議（ATCR）へのNGO代表の選出について調整を行った。10月には、アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）の全体会合にFRJ事務局とFRJ加盟団体が参加し、海外との連携・協力体制を引き続き強化した。）</p>					
「難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」（定款5条(5)に掲げる活動）	<p>① イベントの開催（7月に映画『father カンボジアへ幸せを届けたゴッちゃん神父の物語』の上映会を開催した。）</p> <p>② ニュースレターの発行とオンラインでの情報発信（年に2回ニュースレターを発行し、ウェブサイトおよびFacebookページでの情報発信を行った。）</p>	平成30年4月1日～平成31年3月31日	国内外	FRJ 会員 18団体	難民および難民申請者	775千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【           】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)